

（第1面）

<b>産業廃棄物処理計画書</b>	
令和7年6月12日	
東京都知事 殿	
提出者 住所 東京都港区港南二丁目7号19番 氏名 東京都中央卸売市場食肉市場 場長 渡邊 勝美 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-5479-0651	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京都中央卸売市場食肉市場
事業場の所在地	東京都港区港南二丁目7番19号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他サービス業（と畜）
②事業の規模	と畜頭数 牛： 85,651頭 豚： 199,907頭
③従業員数	1,700人（テナント従業員を含む。）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2「産業廃棄物処理に関する組織図」

別紙3「中央卸売市場食肉市場分掌事務」

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	排出量	2,624.50 t	483.50 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	排出量	2,651.00 t	488.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
排出量	3,840.50 t	11.20 t	36.20 t	0.40 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
排出量	3,879.00 t	11.30 t	36.56 t	- t

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	全処理委託量	2,624.50 t	483.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	483.50 t
	再生利用業者への処理委託量	2,624.50 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光灯ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光灯ランプ類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光灯ランプ類
全処理委託量	3,840.50 t	11.20 t	36.20 t	0.40 t
優良認定処理業者 への処理委託量	3,840.50 t	- t	- t	0.40 t
再生利用業者への 処理委託量	- t	11.20 t	36.20 t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物系固形不要物	その他の汚泥
	全処理委託量	2,651.00 t	488.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	488.00 t
	再生利用業者への処理委託量	2,651.00 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

## (第5面) - 2

【目標】				
産業廃棄物の種類	下水汚泥	廃プラスチック類	金属くず	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	3,879.00 t	11.30 t	36.56 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	3,879.00 t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	11.30 t	36.56 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおりに」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおりに」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理の工程

汚泥（水処理センター） ⇒ 脱水 ⇒ 焼却 ⇒ 焼却灰を再生利用  
焼却 ⇒ 熱エネルギー ⇒ 電気エネルギー ⇒ 施設稼働 電力  
※と畜解体の工程において発生する汚水を水処理センターで処理した際に発生する汚泥

汚泥（腹フン） ⇒ 脱水 ⇒ 焼却 ⇒ 焼却灰を再生利用  
焼却 ⇒ 熱エネルギー ⇒ 電気エネルギー ⇒ 施設稼働 電力  
※と畜解体の工程において発生する牛の消化管内容物

## 動物系固形不要物

（頭部・回腸・検査廃棄肉） ⇒ 焼却処理 ⇒ 焼却灰を再生利用

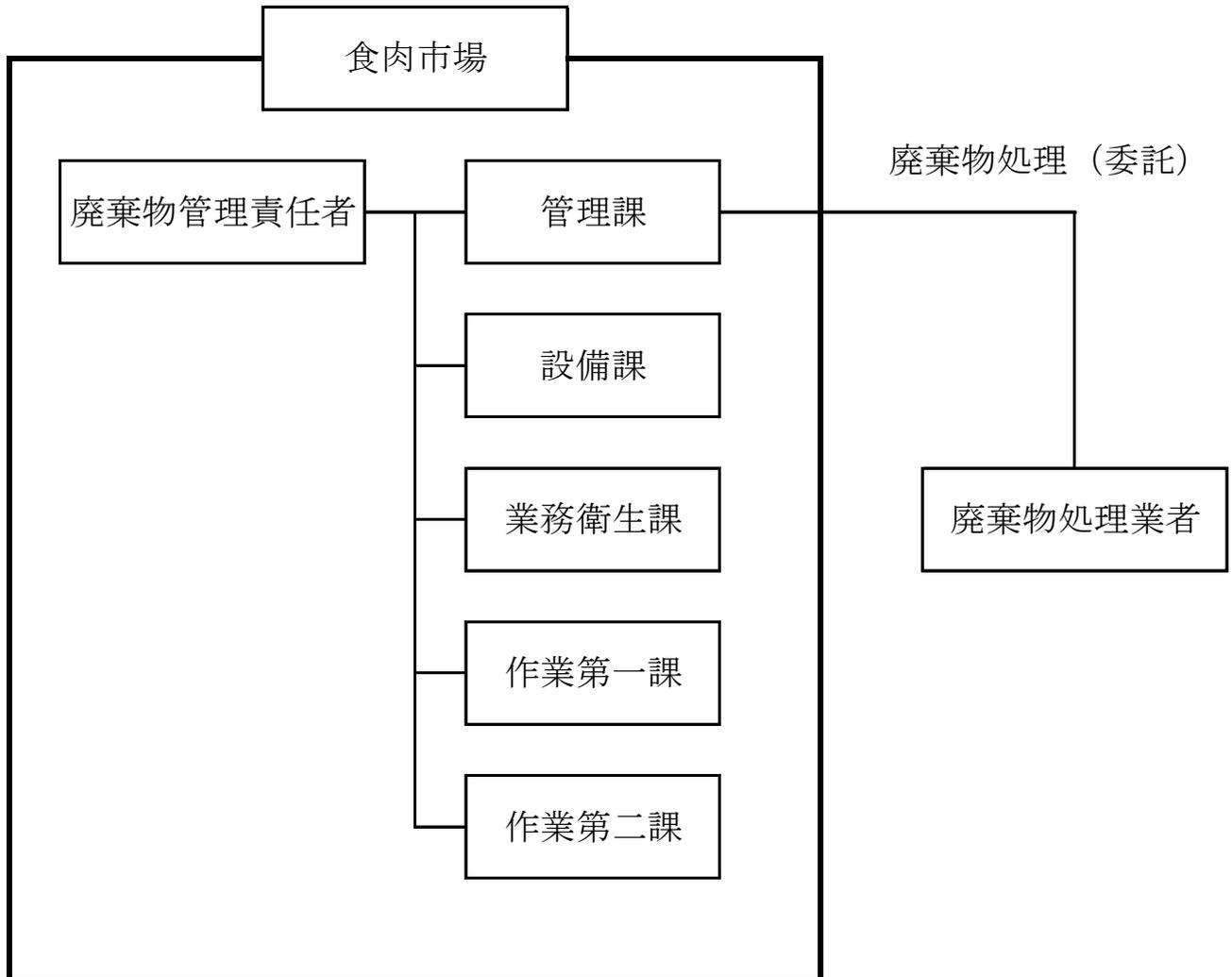
## 動物系固形不要物

（スカム・しさ） ⇒ レンダリング ⇒ （肉骨粉） ⇒ 焼却 ⇒ 焼却灰を再生利用  
⇒ 油分 ⇒ 製品として飼料メーカーへ出荷

廃プラスチック類 ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用

金属くず ⇒ 破碎 ⇒ 再生利用

産業廃棄物処理に関する組織図



## 中央卸売市場食肉市場分掌事務

部	課	分 掌 事 務
食肉市場	管 理 課	1 市場所属職員の人事及び給与に関すること
		2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること
		3 市場及び屠場会計の予算、決算及び会計に関すること
		4 市場及び芝浦屠場の整理、取締り及び <u>衛生に関すること</u>
		5 市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の管理及び使用許可に関すること
		6 市場及び芝浦屠場の使用料、手数料その他歳入の調定並びに徴収に関すること
		7 サービス業務の許可及び指導監督に関すること
		8 市場内他の課に属しないこと
	設 備 課	1 市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の維持に関すること
		2 市場及び芝浦屠場の冷蔵庫、電気、電話、給水及び排水の設備の維持管理並びに使用許可に関すること
	業 務 衛 生 課	1 取扱物品の取引に関すること
		2 関係業務の許可及び指導監督に関すること
		3 関係業者及び団体との連絡調整に関すること
		4 受託物品の検査に関すること
		5 関係通過物の調査確認に関すること
		6 畜産物の市況に関すること
		7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること
		8 市場所属職員の衛生知識の普及啓発に関すること
		9 市場及び芝浦屠場に係る衛生管理の企画、調整及び推進に関すること
		10 市場及び芝浦屠場における畜産物の総合衛生管理製造過程に関すること
	作 業 第 一 課	1 大動物のと畜解体業務に関すること
		2 大動物の伝染病予防及び治療に関すること
		3 と畜の衛生保持に関すること
	作 業 第 二 課	1 小動物のと畜解体業務に関すること
		2 小動物の伝染病予防及び治療に関すること